明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**二九）　一
○予防接種実施規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九七）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**五）　二
○除籍が滅失した件（**法務**四三三）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**四三四）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（**財務**二七八～二八〇）　五
○食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件（**厚生労働**三三二）　五
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十条第二項の区域を告示する件（**農林水産**一三八六）　五
○保安林の指定をする件（**同**一三八七、一三八八）　五
○工事が完了した件（**国土交通**九六三）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九六四）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**九六五）　七
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一八一）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**一四九）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**一一五、一一六）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**一一七）　八

〔国会事項〕

内閣　九

〔人事異動〕

内閣　九

〔叙位・叙勲〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一一

〔公　告〕

諸事項

官庁
特別支給手続開始決定関係　一二

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体
公債償還（東京都区）関係　一三

会社その他

会社決算公告

省　令

○法務省令第二十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十七日

法務大臣　千葉　景子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「相模原支局」を「小田原支局、相模原支局」に改める。

第七条第一項中「清水出張所」の下に「、島田出張所、焼津出張所及び藤枝出張所」を、「（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」の下に「並びに同地方法務局掛川支局管内静岡県牧之原市及び榛原郡吉田町に属する地域内の商業登記の事務」を加え、同条第四項中「に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）並びに同県牧之原市及び」を「、牧之原市並びに」に改め、「吉田町に属する地域内の登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第十五条中「岩出出張所」を「田辺支局、岩出出張所」に改める。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　名古屋法務局豊橋支局及び豊川出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、名古屋法務局岡崎支局で取り扱わせる。

第十八条第一項中「伊勢支局」の下に「、松阪支局」を加え、同条第二項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第十九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

岐阜地方法務局大垣支局、美濃加茂支局及び関出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、岐阜地方法務局で取り扱わせる。